

【参考】災害廃棄物対策タイムライン(例)

※「災害廃棄物対策指針(改訂版)平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室」を改定

区分	初動期 発災後数日間				応急対応(前半) ～3週間程度		応急対応(後半) ～3ヵ月程度		復旧・復興 ～3年程度	
	生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿処理 仮設トイレ等し尿処理 生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿処理	一般廃棄物処理施設等の被害状況の把握				稼働可能炉等の運転・緊急処理の受入 / 補修体制の整備・必要資機材の確保		補修・再稼働の実施		
避難所ごみ等生活ごみの収集状況の把握・保管場所の確保				収集運搬・処理体制の確保 / 処理施設の状況に合わせた分別区分の決定						
				感染性廃棄物への対策 / 収集運搬・中間処理・最終処分の実施						
仮設トイレ等(簡易トイレを含む。)の確保 / トイレに係る資材の確保 / 仮設トイレ等の必要数の把握 / し尿の収集運搬体制の確保(し尿収集運搬計画の策定等)										
仮設トイレ等の設置・管理 / し尿の収集運搬処理の実施				仮設トイレ等の使用方法・維持管理方法等についての指導・周知啓発				下水道復旧・避難所閉鎖に伴う撤去		
し尿処理施設・下水道処理施設の被災状況の把握 / し尿処理運搬業者の被災状況の把握										
				し尿処理受入れ施設の確保・緊急処理受入		被災施設の補修体制の整備・必要資機材の確保				
組織体制の整備(専属組織の設置を含む。)										
被害状況等の情報の把握				災害廃棄物発生量の推計の開始 / 災害廃棄物処理の進捗管理・課題抽出・評価の開始						
				災害廃棄物処理実行計画の策定 → 処理方針の策定 → 処理フローの作成 → 処理スケジュールの検討						
				処理主体の決定・事務委託						
解体・撤去				通行障害等に係る優先撤去(自衛隊・警察・消防等との連携)		倒壊の危険性が高い建物の優先撤去		解体を要する建物の解体の実施		
有害廃棄物・危険物対策				有害廃棄物等への配慮		有害廃棄物の所在・発生量の把握 / 処理先の確定 / 撤去作業の安全確保 / PCB、TCE(テトラクロロエチレン)、フロン等の優先回収				
収集運搬				災害廃棄物の収集運搬体制の確保 / 災害廃棄物の収集運搬の実施(住民・ボランティアへの情報提供、ボランティアとの連携等を含む。)				広域処理に係る体制の確立		
仮置場				仮置場の確保(候補地の選定 / 受入に係る合意等)		仮置場の設置・運営管理(火災防止対策 / 飛散・漏水防止対策を含む。)		仮置場の集約		
				仮置場の環境モニタリングの実施(特に、石棉モニタリングは初動時に実施することが重要) / 悪臭・害虫防止対策				土壌調査		
分別・処理・再資源化				被災自動車、船舶等の移動(道路上等は早期に実施) / 腐敗性廃棄物の優先的処理(1か月以内)				廃自動車、漁網等の処理先の確保		
				仮設処理施設(選別・粉碎・焼却施設)の必要性の検討		仮設処理施設の設置・管理運営 / 廃棄物の選別・破碎・焼却・再資源化の実施		仮設処理施設の解体・撤去		
				広域処理の必要性の検討		広域処理の実施				
広報等				解体・撤去等、各種相談窓口の設置		相談情報の管理				
				住民への広報・啓発の準備・実施						